

貨物軽自動車運送事業者の皆様へ (届出書等記載要領及び留意事項)

事業用自動車の増車・減車の手続きの際の注意事項をまとめましたので、今後手続きする際に参考にしていただきますようお願いいたします。

○事業経営変更届出書

・事業用自動車の種別ごとの数について

前回の届出書を確認する等、間違いがないようお願いします。

事業用自動車が0両になる場合は事業の廃止となります。(代替による一時的な場合は除く。)

・増車・(減車) 予定日について

事前届出になりますので実際に軽自動車検査協会で車両番号の手続きをする予定日を記載してください。

※郵送の場合、届くまでに時間がかかります。予定日は余裕を持って記載してください。

・変更理由について

増車、減車する理由を記載してください。

良い例：業務量の増加に対応するため

悪い例：増車のため、減車のため

・車庫の必要面積と収容能力について

増車した場合に、必要となる面積が届出されている収容能力の面積を上回る時は、車庫の収容能力も変更が必要です。なお、1台あたり必要面積は8㎡で計算してください。

・増車・代替の添付書類について

増車または代替の場合は、貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することの宣誓書の添付が必要です。

○事業用自動車等連絡書

・車台番号、車両番号の間違いないようお願いします。

・不備があった際は再度、輸送・監査部門宛てに送付していただく必要があります。

・有効期限は発行日から1ヶ月間です。ご注意ください。

○運賃料金設定(変更)届出書

・運賃料金設定(変更)届出書に添付する「運賃料金表」を作成してください。

様式は、新潟運輸支局のホームページに掲載しています。

<留意事項>

・事業経営(変更)届出書の控えが必要な場合は2部用意してください。

・郵送で手続きする場合は返信用封筒を同封してください。

・間違えた箇所を修正する際は、修正液などは使わず二重線で消し訂正してください。

問い合わせ先

北陸信越運輸局

新潟運輸支局 輸送・監査部門(貨物担当)

TEL: 025-285-3124 FAX: 025-285-0473

貨物軽自動車運送事業経営届出書

今般、貨物軽自動車運送事業を経営したいので、貨物自動車運送事
条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

事業を開始する予定日を記載

氏名又は名称並びに代表者の氏名及び住所(主たる事務所)		開始予定日	令和 4 年 4 月 20 日	
ふりがな	こくど たろう			
氏名又は名称 (主たる事務所の名称)	国土 太郎	(通称名: 国土太郎運輸)		
代表者氏名	(個人事業の場合は記載不要です。)			
住所 (主たる事務所の位置)	新潟県新潟市中央区東出来島 1 4 番 2 6 号			
電話番号	025-285-3124			
事業計画の内容(住所と同じ場合は、□欄にチェックを入れる)				
営業所の名称及び位置				
営業所名	位 置			
本店			<input checked="" type="checkbox"/> 住所と同じ	
事業用自動車の種別ごとの数				
	車両数	乗車定員		
軽(普通)	1 両	2(4)名	軽(霊柩)	両 名
			二輪	両 名
自動車車庫の位置及び収容能力				
位 置		営業所からの距離	収容能力	
新潟県新潟市中央区東出来島 1 4 番 0 号		<input type="checkbox"/> 住所と同じ	200 m	20.0 m ²
乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力				
位 置				収容能力
住所と異なる場合、位置を記載		<input checked="" type="checkbox"/> 住所と同じ		34.4 m ²
運送約款(該当する□欄にチェックを入れる)				
<input checked="" type="checkbox"/>	標準貨物軽自動車運送約款(平成15年国土交通省告示第171号)			
<input type="checkbox"/>	標準貨物軽自動車引越運送約款(平成15年国土交通省告示第172号)			
<input type="checkbox"/>	その他運送約款			

運行管理体制を記載した書面

所属営業所名	運行管理の責任者氏名
本店	国土 太郎

北陸信越運輸局 新潟 運輸支局長 殿

宣 誓 書

- 届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。
 届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。
 貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することを宣誓します。

令和 4 年 4 月 1 日

住所 新潟県新潟市中央区東出来島 1 4 番 2 6 号

氏名 国土 太郎
(名称)

令和4年4月1日

北陸信越運輸局 新潟 運輸支局長 殿

住 所 **新潟県新潟市中央区東出来島14番26号**
氏名又は名称 **国土 太郎**
代 表 者 名
電 話 番 号 **025-285-3124**

運賃料金設定（変更）届出書

貨物自動車運送事業報告規則第2条の2に基づき、運賃及び料金を設定（変更）したので、下記のとおり提出します。

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
氏 名 又 は 名 称 **国土 太郎**
住 所 **新潟県新潟市中央区東出来島14番26号**
代表者名（役職名及び氏名）
2. 事業の種別（一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業の別）
貨 物 軽 自 動 車 運 送 事 業
3. 設定（変更）した運賃及び料金を適用する運行系統又は地域
新 潟 県
4. 設定しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法
種 類 別 添 の と お り
運 賃 及 び 料 金 の 額 別 添 の と お り
適 用 方 法 別 添 の と お り
5. 実施年月日
令和4年4月1日より実施
6. 変更を必要とした理由
（設定していた運賃料金を変更する場合は、その理由を記載）

新規届出の記載方法

事業用自動車等連絡書

この書類は、道路運送法、貨物自動車運送事業法又は貨物利用運送事業法による自動車運送事業、第二種貨物利用運送事業の許可、事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自動車の代替であると確認したことを証するものである。

※ 発行番号 第 _____ 号
 発行日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 発行日から1ヶ月

該当項目に○を記入

事業等の種別	旅客 乗合(路線定期・その他)・貸切・ハイヤー・タクシー・特定	貨物 一般・特定・ 軽 ・霊柩・第二種利用	その他 レンタカー・()
使用者の名称 (事業者名)	国土 太郎		所属営業所名 本店
使用者の住所 (事業者の住所)	新潟県新潟市中央区東出来島14番26号		使用の本拠の位置 (営業所の位置) 同左
使用・廃止の別	使用しようとする自動車		廃止(減車・まつ消等)する自動車
自動車登録番号等 (車両番号)	※新自動車登録番号(車両番号)	※登録完了印・登録官印	旧自動車登録番号(車両番号) ※登録完了印・登録官印
	車台番号 000000-000000		
	① 自動車の年式..... 令和 3 年式 (旅客・貨物自動車とも) 乗車定員 2 人	① 自動車の年式..... 年式 (旅客・貨物自動車とも) 乗車定員 人	
	② 旅客自動車.....自動車の長さ cm	② 旅客自動車.....自動車の長さ cm	
	③ 貨物自動車.....種別 [普通・小型・けん引・被けん引・特殊・ 軽] 最大積載量 350 kg	③ 貨物自動車.....種別 [普通・小型・けん引・被けん引・特殊・軽] 最大積載量 kg	
事案発生理由	新規許可・ 新規届出 ・譲渡譲受・合併・分割・相続・休止・廃止・取消し 事業計画の変更 [増車・減車・代替(増・減)・営配・他支局管内への移動 (_____ 運輸支局 → _____ 運輸支局)] 使用者及び所有者の名称又は住所の変更・使用の本拠の位置のみの変更・自動車登録番号のみの変更・その他(_____)		
備考欄	※ バリフリ減税対象車両を導入する場合、乗合(路線定期)では「ノンステップバス」又は「リフト付きバス」と、ハイヤー又はタクシーでは、「ユニバーサルデザインタクシー」と記載すること。 構造変更あり／軽貨物・乗用／ワンウェイ		
確認印及び 担当官印	※ 確認印・担当官印	(注) 1. この連絡書は原則として再発行しない。 2. 連絡書に必要な事項を記入の上、2枚1組を1部。 3. 連絡書は、輸送・監査部門の確認を受けた後、登録・検査(軽自動車検査協会窓口)に提出して下さい。 4. 登録は、別途指示がある場合を除き、輸送・監査部門へ提出して下さい。 5. ※印欄は記入しないで下さい。	
担当部門 輸送・監査部門	発行元連絡先: 運輸支局 輸送・監査部門 TEL _____		

貨物用途等へ構造等変更検査をする場合
 ・備考欄に赤字で「構造変更」と記載

軽乗用車を使用する場合
 ・備考欄に赤字で「軽貨物・乗用」と記載

レンタカーで「貸渡(ワンウェイ方式)」の場合
 ・備考欄に「ワンウェイ」と記載